

## 博士論文要旨

論文題目：刑事手続における証拠閲覧・開示と保管

－日本・台湾・カリフォルニア州の再審請求段階から考察する

氏名：李 怡修

### 1. 本論文の概要

本論文は、台湾法・アメリカ合衆国カリフォルニア州法を参考に、日本のあるべき再審請求段階<sup>1</sup>における証拠開示制度（以下、再審証拠開示制度）を提案しようとするものである。日本では、訴訟記録以外の記録について、閲覧の法的手段が設けられておらず、DNA型鑑定請求の制度も置いていない。実務上、再審請求段階における証拠開示やDNA型鑑定により、再審開始決定または再審無罪に至った事例が少なからず存在する。しかし、証拠の開示やDNA型鑑定は、検察官の任意開示によるか、裁判所の開示勧告命令によるものであり、極めて不安定な実態が存在する。先行研究は、再審手続が職権主義であることを理由に再審証拠開示制度を設けないとするが、十分な理論的根拠を有しているとはいえない。すなわち、職権主義という訴訟構造と再審証拠開示制度との関係が必ずしも明確ではないのである。そこで、本論文は、訴訟構造を分析の視座に置き再審証拠開示制度の有無は訴訟構造と関係するのか検討する。ただし、証拠開示請求の相手先を把握するためには、訴訟手続の進行に伴い証拠がどのように保管され、どこに証拠が存在するのか、証拠の保管方法・所在を確認する必要があり、本論文ではこれも併せて把握する。

訴訟構造を切り口にするので、職権主義的再審制度を有する台湾法、当事者主義的非常救済手続を有するカリフォルニア州を参考にする。台湾もカリフォルニアも再審証拠開示制度を有しているが、それは訴訟構造と関係するのか、どのような立法目的に基づき証拠開示制度を設けたのかを検討する。台湾法とカリフォルニア州法に対する検討により、再審証拠開示制度は、憲法上の国民の知る権利の保障、無辜の救済、または司法の不正の是正といった目的で設けられ、訴訟構造とは直接に関係しないことが分かった。訴訟構造と閲覧・開示制度との関係は、証拠の移動先・所在が訴訟構造に応じて異なることに過ぎないことを明らかにした。

以上の検討を受け、日本は「職権主義」という理由に拘らずに証拠開示制度を設けるべきであることが分かった。本論文の結論としては、日本は憲法上の国民の知る権利と無辜の救

---

<sup>1</sup> 本論文にいう「再審請求段階」とは再審請求前の準備段階及び再審請求審のことを指す。

済という立法目的に基づき、再審証拠開示制度を設けるべきと主張し、特に重要視すべき項目を提言した。

以下では、これら詳細について述べていきたい。

## 2. 問題提起

日本では、再審証拠開示制度の不在が問題となっている。証拠の存在が明らかになり、再審無罪確定または再審開始決定に繋がった事件は数知れない。しかし、2016年刑訴法改正に導いた「法制審議会－新時代の刑事司法制度特別部会」においても再審証拠開示制度の法制化の必要性が語られたにもかかわらず、法改正には至らなかった。冤罪事件から再審証拠開示制度の必要性が明らかであるにもかかわらず、立法への動きは見られないのである。

学説上も、再審請求審が職権主義的訴訟構造であることを理由に、再審証拠開示制度の制定を不要とする見解が存在する。この見解によると、裁判所は請求人の再審請求理由の有無を判断すれば足りるのであって、証拠開示請求の対象と再審請求理由との具体的関係が不明確である以上、検察官手持ちの証拠への開示請求を認めるべきではなく、「再審請求人に証拠開示請求権、検察官に証拠開示義務があるという主張を基礎付ける法的根拠は、見出し難い」というのである<sup>2</sup>。

しかし、こうした説明が妥当かは疑問なしとしない。第一に、捜査や公判審理が行われない再審請求段階に職権主義的性質は見出しがたい。さらに、日本の刑事訴訟法の目的は基本的人権の保障及び真相を明らかにすることであり、再審制度も無辜の救済機能を有する。刑事訴訟法と再審の目的を達成することは、訴訟構造を維持すること以上に重要だろう。そこで、訴訟構造という理由のみで、訴訟記録以外の記録の閲覧、物的証拠とDNA証拠へのアクセスが否定されるべきかといった研究課題が生じる。博士論文では、こうした再審証拠開示制度と訴訟構造との関係に着目し、再審証拠開示制度を制度化するにあたり、その立法目的と証拠物・記録の法的位置づけを明らかにし、日本のあるべき再審証拠開示制度を提案したい。そのためにも、台湾とカリフォルニア州の例を参考にする必要があるのである。その必要性について、以下で検討過程の紹介において紹介する。

## 3. 日本法の問題点

日本法の問題は、再審証拠開示制度の不在に求められるため、第二章では、日本法の間

---

<sup>2</sup> 福島弘『再審制度の研究』（中央大学出版部・2015年）54-55頁。

題点を明らかにした。本論文の研究課題は再審証拠開示制度であるものの、再審請求段階にて閲覧する記録も証拠物も、捜査から公判を経て確定判決までに蓄積されてきたものであるため、通常審の訴訟構造と証拠開示制度、そして証拠保管制度を先に検討しなければならない。この検討があるからこそ、再審請求段階において、証拠開示請求するときに、証拠の所在と保管の主体を把握できる。

日本の通常審証拠開示制度については、戦後刑訴法の制定時の国会での議論や判例を検討した。通常審証拠開示制度が設けられたものの、「争点整理」という技術的理由が立法目的として組み込まれた。その根底には、無罪推定原則の不徹底や、防御権保障のための証拠開示に対する否定的姿勢が存在している。そして、この考え方が判決確定後になっても維持されるがために、再審証拠開示制度の必要性が否定され、制定に至っていないのである。しかし、これは刑訴法や再審制度の目的に合致しないだろう。

また、刑事訴訟に関する書類が公文書としての性質を有することからしても、閲覧規定の不在は問題である。刑事訴訟に関する書類は、公文書関連法の適用対象から除外されているが、公文書としての性質は失われていないはずである。公文書である以上、憲法上の国民の知る権利からして、原則公開すべきである。閲覧規定すら設けられていない現状は、憲法上の国民の知る権利を侵害するものであろう。

以上のように、日本法の問題点を指摘したが、これら検討は、職権主義という訴訟構造と再審証拠開示制度との関係を明らかにしていない。そのため、職権主義的再審制度と証拠開示制度の関係を解明する必要がある。そこで、職権主義的再審制度を有する台湾法を取り上げる。なお、台湾法と日本法を比較するにあたり、両国の通常審における証拠移転及び証拠保管の違いに注意しなければならない。そこで台湾の再審請求段階における記録閲覧<sup>3</sup>制度（以下、再審記録閲覧制度）を紹介する前に、通常審の訴訟構造、証拠保管・移転、証拠閲覧制度(以下、通常審証拠閲覧制度)を確認する。

#### 4. 台湾法からの示唆

台湾通常審は、2002年以降、職権主義から当事者主義へと傾いてきたが、職権主義的要素が維持された部分も大きい。例えば、当事者主義へと変わるために検察官に証明責任を負わせたものの、職権主義的要素である裁判官の職権取調べ義務は緩和されないままである。また、当事者主義へと転向したものの起訴状一本主義が採用されていないので、「一件記録提出主義」のままなのである。

証拠移転を見てみよう。一件記録とは、警察から検察官に送致し、検察官が調べたもの

---

<sup>3</sup> 台湾では、従来証拠開示ではなく、証拠「閲覧」を称している。本論文では、「開示」、「閲覧」の使い分けは、日本と台湾それぞれの使い方に従う。しかし、閲覧にせよ、開示にせよ、本論文では、その意味あいは、同じく証拠の内容を知ることである。

に加え、原則的に選別せずに裁判所にすべて提出されたものを指す。そして、判決確定後、起訴時の一件記録に、公判過程において蓄積したものを加え、判決確定後一件記録（以下、「確定後一件記録」）になり、裁判所から検察庁に戻される。要するに、台湾では、一つの事件につき、一つの確定後一件記録が存在している。

通常審証拠閲覧制度について見ると、起訴後、弁護人が裁判所に行き、一件記録を全て閲覧し、謄写することができる。このような閲覧実務は、台湾では「閲覧権」と呼ばれ、解釈上、ドイツ法に倣って、法的聴聞請求権の下での情報請求権から由来するものと考えられている。2007年法改正以降は、被告人自身が費用を予納すれば、記録内の調書の謄本に限り入手できる。同改正は、2002年以降の台湾刑訴法が当事者主義へ傾き、被告人自身の防御権行使が一層重要になったために、弁護人がついていない被告人にも防御準備を整えさせるよう記録を閲覧させるよう考慮したものである。さらに、2018年大法官解釈762号は、閲覧制度は「記録情報獲得権」と命名し、弁護人がついているかどうかを問わず、憲法上の訴訟権、適正手続及び防御権保障という観点から、被告人本人に証拠閲覧をさせるべきと宣言した。

総合的に言えば、台湾の通常審証拠閲覧制度は、訴訟権、適正手続の保障及び防御権といった「権利」の下に行われ、当事者主義に転向しながらもこの権利性を失っておらず、その権利を被告人自身でも行使できるようになったのである。

台湾の再審記録閲覧制度は、制定法上の規定を持たず、従来は行政規則である「検察機関弁護士閲覧要点」に基づき、再審請求を目的として弁護士<sup>4</sup>が検察庁に閲覧請求する。確定後一件記録を閲覧・謄写する実務は概ね問題なく行われている。実務上、弁護士による確定後一件記録の閲覧について問題が生じていないこともあり、閲覧の法的位置づけについて議論は盛んではなかった。

近年、確定判決の事件の電磁的記録の閲覧請求を検察庁が拒否した事件が発生し、行政訴訟が提起された。今まで5件の行政判決が閲覧を認めた。これらの判決のなかで、確定後一件記録の法的位置づけと閲覧請求の取扱いに関し、初めて判断がなされた。すなわち、確定後一件記録の閲覧は、他の公文書と同じく档案法（日本の公文書管理法と公文書公開法に相当する）の下で行われる。档案法は、憲法上の権利たる国民の知る権利に従うため、刑事訴訟記録も同様に、この位置づけの下にあり、同法の原則公開・例外制限という枠組みが採られなければならないと判示した。記録の内容に被害者・第三者のプライバシー等が含まれているために閲覧が困難であるとしても、その場合、一律に閲覧を拒否するのではなく、閲覧目的と閲覧制限の理由と比較衡量し、閲覧手段や閲覧範囲を調整した上、閲覧を認めるべきであるとした。

一方、台湾では元被告人が事実審裁判所に対して再審請求目的に基づく閲覧請求を行っ

---

<sup>4</sup> この時点では、まだ「弁護士」であるかどうか決まっていない場合もある。ここに、検察機関弁護士閲覧要点は、「弁護士」という資格を重視している。論文の中、詳細に説明するが、この段階の弁護士は、再審請求権者の代理人という位置づけである。

たこともある。それを認めた判断では、通常審における被告人の閲覧規定——刑訴法 33 条 2 項——を類推適用し、記録に含まれる情報を知る権利を元被告人に保障し、人民の便宜を図ると判示し、確定一件記録という範囲ではないが、刑訴法 33 条 2 項が定める範囲に限り元被告人に閲覧させることにした。

このように、台湾において、通常裁判所によっても行政裁判所によっても判決確定後の記録閲覧について判断がなされたため、どちらの管轄が適切であるかは今後さらなる議論が必要であるものの、どちらも、確定後一件記録の閲覧は、憲法上の国民の知る権利に基づくものとしていることが分かった。さらに、従来、弁護士が概ね問題なく検察庁で確定後一件記録を閲覧できるということは、無辜の救済という目的に基づく閲覧も認められると推論できる。総じて、台湾確定後一件記録の閲覧は、国民の知る権利及び無辜の救済という位置づけのもと認められていることが明らかになった。また、2016 年に、確定判決後 DNA 型鑑定法が成立したが、第 1 条に、同法が無辜の救済を目的とすることが明記されている。

以上のように、台湾法からは、職権主義的再審制度であっても、刑事訴訟に関する書類は、憲法上の国民の知る権利および無辜の救済という目的から、確定判決後の一件記録を閲覧が認められており、確定判決後の DNA 型鑑定は無辜の救済という目的に基づき制定されたことが分かった。したがって、職権主義的再審制度を持つ日本でも、憲法上国民の知る権利及び無辜の救済といった目的から、判決確定後の記録開示及び DNA 型鑑定を検討できると推論できた。

しかし、日本では、台湾法にいう「一件記録」が存在しない。判決確定後、公判で調査され、顕出されたものは訴訟記録となり、裁判所に提出しなかった検察の手元の記録は裁判所不提出記録となる。そして警察の手元にも未送致記録が存在する。訴訟記録と裁判所不提出記録の区別は、起訴状一本主義に起因すると考えられる。そのため、日本と同じく、起訴状一本主義を採用する国の再審証拠開示制度を参考にしなければならない。そこで、カリフォルニア州の非常救済手続における証拠開示制度を取り上げる。

## 5. カリフォルニア州法からの示唆

カリフォルニア州は、非常救済制度として主に人身保護請求により行われる。日本と台湾のような再審制度の条文が存在していないが、新証拠の発見という理由で人身保護請求が認められたところが日本と台湾の再審制度と類似しているため、参照に値する。そして、人身保護請求について、死刑事件に限りながら、裁判所により資格かつ経験のある弁護士を指定する制度がある。これは死刑事件についてスーパー・デュー・プロセスの原則の下、手厚い手続保障が施されるからであろう。

かつて、確定判決後の人身保護令状を請求するための証拠開示について、個別事案ごとの裁量判断とされていた。しかし、司法の不正というスキャンダルが発覚し、2002年には、非DNA証拠の開示制度を同州刑法典に新設した。同制度は、上記立法のきっかけからして、司法の不正の是正及び無辜の救済を立法目的にしたことを見出せる。制度の適用対象は、死刑及び終身刑に処された者であり、開示の主体は、検察のみならず、法執行機関まで含めた。そして、開示範囲は「あらゆる資料」と定められたが、その定義について、条文上具体的に定めていないので、判例<sup>5</sup>により示された。本論文の中で判例に示された開示対象につき詳細に説明するが、簡潔に言えば、公判当時に一度開示されたものに限らず、公判当時に憲法上またはBrady判決<sup>6</sup>により保障されるはずのもの、あるいは裁判所が開示命令を出した対象も含まれた。また、物的証拠についても、実験目的でアクセスを認めるようになった。さらに、2018年に上記制度について法改正が行われた。改正により、同制度の適用対象が重大または暴力的な重罪で、15年以上の懲役刑に処された者まで広げ、そして弁護人に記録保管義務を課した。適用対象の拡大について、同州イノセンス・プロジェクトによる主張の影響力が大きい。同プロジェクトによると、1つの事件に着手してから人身保護令状を提出できるまで、3年から4年ぐらにかかるといわれる。熱心な検察官がいなければ記録を獲得手段はないという困難があった。このように、イノセンス・プロジェクトの意見を取り入れ、無辜の救済という制度目的で、改正に取り組むことも、日本に対する重要な示唆であろう。いずれにせよ、カリフォルニア州の非DNA証拠開示制度は、司法の不正を正し、冤罪の救済という目的の下で行われることが確認できた。

また、2000年にカリフォルニア州判決確定後DNA型鑑定請求制度を刑法典に定めた。立法過程では、当時DNA型鑑定の活用を前提に、経済面の分析に基づきながら、無実の救済の重要性及び真犯人が野放しされたままの危険性を訴えた。カリフォルニア州判決確定後DNA型鑑定請求の適用対象は、重罪として有罪認定され、服役中の者である。資力のない者について、裁判所は弁護人を指定する。そして、請求人と弁護人の請求により、裁判所から捜査機関に対し、生体証拠及び関連する実験資料について確保するよう命ずることができる。証拠が紛失または廃棄された場合、その捜索報告も提出しなければならない。裁判所はDNA型鑑定を命ずるのに、条文に定められた保管の連鎖の要件、当該鑑定の重要性、用いるDNA型鑑定方法が通常受け入れられる方法であるかどうか等を考慮する。また、DNA型鑑定を実施する実験室が、原則的にFBIの品質保証基準（FBI Director's Quality Assurance Standards）認証された実験室であり、検察側と請求人の同意が必要である。このように、緻密な手続規定が設けられている。

また、DNA型鑑定の立法と同時に、DNA証拠の保管規定も刑法典に定めた。当該立法により、DNA証拠の保管対象は、政府機関が刑事事件に関連する全ての生体資料を保管することとし、保管期間は、当該事件により拘禁された者の拘禁期間にする。しかし、期

---

<sup>5</sup> In re Steele, 32 Cal. 4th 682, 10 Cal. Rptr 3d 536, 85 P.3d 444(2004)

<sup>6</sup> Brady v. Maryland, 373 U.S. 83(1963).

限が切れる前の廃棄が許される。条文に従って、政府機関が重罪で有罪判決を受け、現在収監されている者、記録に記載された弁護人等の者に通知を送り、返答がなければ、廃棄処分を行うことができる。このように、早期な廃棄処分が問題であるため、のちの2018年の法改正により改められた。2018年の法改正では、保管対象を上記「すべての生体資料」から、「生体資料を含むあらゆる物品や資料(any object or material that contains or includes biological material)」と拡大した。また、早期な廃棄処分の手続において、通知を拘禁された者の正確な所在地に届けなければならないと要求した。このように、早期な廃棄処分が法改正により改善されるかどうか今後観察していく必要はありながら、同州ではDNA型鑑定だけでなく、DNA関連証拠も保管する義務を課すことは、評価できよう。

以上のように、カリフォルニア州人身保護請求のための証拠開示制度とDNA型鑑定が、それぞれ立法化されていることを紹介した。証拠開示制度は、司法の不正を正し、無辜を救済するという目的を有し、DNA型鑑定は、無辜の救済を目的とすることが分かった。そして、開示の主体は検察官のみならず、法執行機関まで広げている。また、証拠開示もDNA型鑑定も、決定機関が裁判所であることについて、条文の中に特に言及されていないが、判例上、これは裁判所の固有権であることを確認できた。

しかし、カリフォルニア州の証拠保管制度には問題が残る。上記DNA関連証拠について、保管の規定があるものの、早期の廃棄処分ができる。法改正がなされたが、慎重に行われているのか観察していく必要がある。そして非DNA証拠の保管について、開示制度に伴う立法がなされておらず、従来通り、カリフォルニア州政府規範(Government Code)及び各郡自身の規範に従っている。非常救済手続のための証拠開示という観点からみれば、不十分な可能性がある。また、DNA証拠も非DNA証拠も、紛失や誤廃棄につき、政府機関に対するサンクションあるいは人身保護令状請求人に対する救済が考慮されていないことも、検討の余地が残される部分であろう。

## 6. 日本への提言

上記のとおり、台湾とカリフォルニア州に対する検討により、再審証拠開示制度は、①憲法上の国民の知る権利、②無辜の救済、及び③司法の不正を是正するといった立法目的から制定することができると推論できた。日本では証拠隠滅や紛失といった司法の不正も存在する。しかし、司法の不正があるからといって、必ずしも証拠開示制度によって解決すべきことにはならない。加えて、日本に対する検討によりわかったように、刑事訴訟に関する書類は、公文書の性質を持ちながら、憲法上の国民の知る権利という観点から閲覧の権利性が考えられていない。また、利益再審しか存在せず、無辜の救済の実現を図るのには最適な再審制度であるにもかかわらず、再審請求準備を行うための具体的な資料収集手続は立法されないままである。こういったことから、日本では、憲法上の国民の知る権

利及び無辜の救済を立法目的にし、再審証拠開示制度を制定すべきである。DNA 型鑑定  
の立法も、その鑑定結果の明白性から、無辜の救済という立法目的に位置づけやすいが、  
DNA 証拠も捜査機関が収集した「公」の性質を持つものから考えれば、無辜の救済のほ  
か、憲法上の国民の知る権利という立法目的に基づくことも可能であろう。

上記の立法目的に立ったうえで、現在の日本再審制度は対象事件を制限しないことか  
ら、再審証拠開示制度も対象事件を制限しないことが望ましい。そして、台湾とカリフォル  
ニア州の制度を踏まえ、閲覧とアクセスできる範囲は、訴訟記録に限らず、捜査機関が  
保管する、事件と関連の有するあらゆる資料を対象にすべきである。そして、開示に伴い  
DNA 証拠も非 DNA 証拠に関する保管規定を設けるべきである。

弁護士の援助については、カリフォルニア州では死刑事件に限って担当弁護士の資格要  
件を厳格に審査する制度がある。日本では、再審請求のため明白な新証拠を提出するとい  
う要件から考えれば、証拠開示や DNA 型鑑定請求についても弁護士の専門性が求められ  
よう。もちろん、経済面では、どれぐらいの負担になるのか、検討する必要もあろう。

弁護士の保管義務について、通常審証拠開示制度が実施されていることに鑑み、弁護士  
が通常審において獲得する証拠の量が以前より多くなっているだろう。しかし、第三者の  
プライバシーももちろん、再審請求という視点からも、弁護士に証拠を保管しておく要求  
していない。この部分について再検討すべきである。しかし、カリフォルニア州立法のよ  
うに、弁護士の証拠保管は、あくまでも再審請求人にとって効率的に情報を獲得する手段  
を用意するためのものであるため、弁護士が証拠保管義務に違反した際、再審請求人が政  
府に対して開示を求める権利は失われなければならないはずである。

ほかにも、DNA 型鑑定実験室について、日本科捜研の実験室は、外部の認証がされて  
いないので、再審請求段階の DNA 型鑑定制度を作る際には実験室の品質をどのように保  
てるのかについても再検討すべきである。

最後に、DNA 型鑑定請求及び証拠開示命令の可否判断を裁判所が下すことについて、  
台湾では論じられていないが、職権主義的再審制度の下だと裁判所の職権判断事項である  
と思われよう。カリフォルニア州においては、判例上、これは裁判所の固有権と判示され  
ている。そのため、いずれの訴訟構造の下にせよ、DNA 型鑑定請求及び証拠開示命令の  
判断は裁判所の職権で判断できる事項であることに疑いはないのであり、日本において  
も、裁判所の職権でこれらの判断を下す制度を作るべきである。

また、傍論ではありながら、今後の課題として、証拠開示の内容の正確性を考えるべき  
であるから、供述調書の作り方についても検討すべきだと考える。そして、保管について  
も記録保管の利便性を考え、記録の電子化を研究すべきであり、証拠物も、実験等再利用  
可能性があるため、還付や廃棄との折衝はどのように図るのか、再検討すべき問題であ  
る。

以上のように、検討すべき項目をいくつか提示したが、一番重要なのは、憲法上の国民  
の知る権利及び無辜の救済という立法目的を固守し、真実発見及び人権発見という刑事法



の目的を踏まえながら、再審証拠開示制度を作るべきだと考える。